

令和4年 第6回市議会 定例会 追加議案概要

【議案第127号】 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 令和4年人事院勧告に伴い国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして職員給与を改定するもの
 - ①行政職給料表の改定(令和4年4月1日から適用)
給料表を平均0.3%上げたものに改定(200円～4,000円増額)
 - ②勤勉手当の支給率の改定
 - ア令和4年度(令和4年12月1日から適用)
12月 勤勉手当 0.95月 → 1.05月 (+0.1月)
 - イ令和5年度以降(令和5年4月1日から)
6月 勤勉手当 0.95月 → 1.00月 (+0.05月)
 - 12月 勤勉手当 1.05月 → 1.00月 (△0.05月)
- 55歳を超える職員(行政職給料表6級以上の者に限る。)の給料月額等の1.5%減額措置(平成22年12月1日施行)を廃止するもの(令和5年4月1日から適用)
- 国家公務員の給与制度の総合的見直しによる給料表の引き下げ(平成28年1月1日施行)に伴い、経過措置として実施していた現給保障を廃止するもの(令和5年4月1日から適用)
- 公布の日から施行

【議案第128号】 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正により、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するもの
 - ・給料表の改定
福岡県公立学校職員の給与に関する条例に規定する給料表の改定に準じて、給料表を平均0.37%引き上げたものに改定(900円～4,400円増額)
- 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用